

特定小売供給約款、託送供給等約款及び離島供給約款 以外の供給条件の認可及び承認について

(趣旨)

9月9日、熊本県熊本地方の地震及びくちのえらぶじま 口永良部島しんだけ (新岳) の噴火による災害救助法の適用地域等に係る対応のため、特別措置の認可等について経済産業大臣から意見の求めがあったところ、御確認いただく。

主なポイント

九州電力株式会社は、熊本県熊本地方の地震及び口永良部島 (新岳) の噴火により災害救助法が適用された市町村等の需要家等に対する災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金減免等を講じている。

この度、被災された需要家の避難生活が長期化していること等を踏まえ、引き続き同一の取扱いとするため、9月8日に九州電力株式会社から特別措置の認可等の申請があり、9月9日に経済産業大臣から意見の求めがあったことから、委員会として当該認可等を行うことに異論がない旨を回答することとした。

< 災害特別措置の内容 >

○九州電力 (3件)

被災した需要家及び託送供給利用者に対する電気の災害特別措置として、料金の支払い期限の更なる延長や不使用月の料金免除等を実施

※対象地域

特定小売供給及び託送供給：熊本県全市町村、福岡県3市、大分県4市町、宮崎県6市町村、
鹿児島県2市

離島供給：鹿児島県熊毛郡屋久島町